

松江市告示第 203 号

松江市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 27 年松江市告示第 448 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(対象者) 第 4 条 略 (1)・(2) 略 (3) 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するため、養成機関において <u>6 か月</u> 以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。 (4)・(5) 略 2・3 略 第 5 条 略 (1)・(2) 略 (3) 対象資格を取得するため、養成機関において <u>6 か月</u> 以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。 (4)・(5) 略 2 略 (対象資格)	(対象者) 第 4 条 略 (1)・(2) 略 (3) 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するため、養成機関において <u>1 年</u> 以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。 (4)・(5) 略 2・3 略 第 5 条 略 (1)・(2) 略 (3) 対象資格を取得するため、養成機関において <u>1 年</u> 以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。 (4)・(5) 略 2 略 (対象資格)

第6条 本事業の対象資格は、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ、法令の定めにより養成機関において 6か月 以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものとする。

(1)～(11) 略

(12) シスコシステムズ認定資格

(13) LPI 認定資格

(14) その他市長が前各号に掲げるものに準じるものであると認める資格

第6条 本事業の対象資格は、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ、法令の定めにより養成機関において 1年 以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものとする。

(1)～(11) 略

(12) その他市長が上記 に準じるものであると認める資格

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。